

射水保護司会 会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、射水保護司会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を救急薬品市民交流プラザ2階(射水市戸破 4200 番地 11)に置く。

(目 的)

第3条 本会は、保護司法(以下「法」という。)第13条に規定する保護司会として、その務を円滑に遂行するとともに、法第1条に規定する保護司の使命達成に資する活動を行うことを目的とする。

≪参 考≫

保護司法第1条

保護司は、社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者および非行のある少年の改善更生を助けるとともに犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化をはかり、個人および公共の福祉に寄与することを、その使命とする。

保護司法第13条

保護司は、その置かれた保護区ごとに保護司会を組織する。ただし北海道にあっては、法務大臣が定める区域ごとに組織するものとする。

2 保護司会連合会は次に掲げる事務を行うことを任務とする。

- (1) 保護司会の任務に関する連絡及び調整
- (2) 保護司の職務に関し、必要な資料及び情報の収集
- (3) 保護司の職務に関する研究および意見の発表
- (4) その他保護司の職務又は保護司会の任務の円滑かつ効果的な遂行を図るために必要な事項で法務省令で定めるもの

(活 動)

第4条 本会は、次の事務を任務として行うほか、前条の目的を達成するために必要な活動を行う

法第8条の2に規定する計画の策定その他保護司の職務に関する連絡及び調整

保護司の職務に関し、必要な資料及び情報の収集

保護司の職務に関する研究及び意見の発表

保護司の職務に関する研修

保護司及び保護司会の活動に関する広報宣伝

保護司の人材確保の促進に関する活動

更生保護事業の普及及び犯罪予防に関すること
保護司の職務遂行に関し災害が発生した場合の救済に関すること

(会 員)

第5条 本会は、射水保護区に配属されている保護司を会員とする。

(部 会)

第6条 本会は、第4条の活動を効果的に推進するために次の専門部会を設け、それぞれ部会長を置く。

- (1) 総務部会
- (2) 研修・保護観察部会
- (3) 地域活動部会
- (4) 協力組織部会
- (5) 学校部会
- (6) 広報部会

第2章 役 員

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副 会 長 3人
- (3) 常任理事 若干名
- (4) 理 事 23人以内（内1人は事務局長を兼ねる。）
- (5) 監 事 2人

(役員を選任)

第8条 理事及び監事は、会員の中から総会において選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会において互選し、総会において承認を得る。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事及び監事の推薦についての細則は別に定める。

(役員職務)

第9条 会長は、本会を代表し、その会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠員のときは、その職務を行なう。
- 3 理事は理事会を組織し、会則の定め及び総会の決議に基づき、会務を執行する。
- 4 常任理事は、前任期間に会長・副会長または理事を経験した者で、次期任期中に定年退職を迎えるものとし、会務を執行する。

- 5 常任理事は、前項のほか、会長・副会長または理事経験者のうち、会長が任命したものと
する。
- 6 監事は、会計及び理事の会務の執行状況を監査する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員に選任された役員任期は、前任者又は現任者の在任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が選任されるまでは、その職務を行う。
但し、保護司を退任し、会員資格を失った場合は、この限りではない。

第3章 会 議

(会議の種類)

第11条 会議は、総会及び理事会とする。

(総 会)

第12条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催するものとし、会長が招集する。
- 3 会員の3分の1以上または監事から会議の目的を示して招集の請求があった場合には会長
はすみやかに総会を招集しなければならない。
- 4 総会はこの会則で別に定めるもののほか、本会の運営上重要な事項を議決する。

(理事会)

第13条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は必要に応じて、会長が招集する。
- 3 理事現在数の3分の1以上または監事から会議の目的を示して招集の請求があった
場合には会長はすみやかに総会を招集しなければならない。
- 4 理事会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決に基づく会務の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(議 長)

第14条 会議の議長は、その総会において、出席会員の中から選任する。

- 2 理事会の議長は、会長が行う。

(会議の定足数)

第15条 会議は、会員の現在数の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議 決)

第16条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、その可否同数のときは、議長が決する。

- 2 やむを得ない理由により会議に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の場合における前条の規定については、その会員は会議に出席した者とみなす。

第4章 会計等

(経費)

第17条 本会の経費は、会費、地方公共団体等助成金、共同募金配分金、寄付その他の収入をもって充てる。

- 2 本会の資産は、会長が管理する。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第19条 本会の事業計画及び予算は、総会の議決により定められなければならない。

(事業報告及び決算)

第20条 本会の事業報告及び決算は毎会計年度終了後60日以内に、監事の監査を受け総会の議決を受けなければならない。

第5章 更生保護サポートセンター射水

第21条 本会は第3条の活動を遂行するため、第2条の事務所に『更生保護サポートセンター射水』を設置する。

- 2 『更生保護サポートセンター射水』の運営および企画調整保護司の指名及び解除に関し必要な細則は、理事会の承認を得て会長が決める。

第6章 雑 則

(事務局)

第22条 本会に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務担当者を置く。
- 3 事務局長は会長が委嘱する。
- 4 事務担当者は事務局長とともに庶務会計事務を処理する。

(顧問・参与及び名誉保護司)

第23条 本会に顧問・参与及び名誉保護司を置くことができる。

2 顧問・参与及び名誉保護司についての規定は別に定める。

(慶弔等)

第24条 会員に慶弔等があった場合は、慶弔等に関する互助会活動を行う。

2 慶弔等に関する規定は別に定める。

(会則の変更)

第25条 この会則は、総会の議決を経た場合には、変更することができる。

(新任保護司候補者発掘)

第26条 新任保護司候補者発掘に関する規定は別に定める。

(施行細則)

第27条 この会則について必要な細則は、理事会の承認を得て会長が定める。

附則

1 本会の設立当初の役員は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

準備委員長 朝木唯明

副準備委員長 棚元理一

委員 佐野昌男 岩口和義 竹林真昭 尾山 茂
石黒善昭 米澤治夫 北村外雄 川口和香子
梅崎一江 三宅陸夫 五十嵐繁久 炭谷幸子
海内貞行 高松 徹

本会の設立当初の役員の任期は、第10条の規定にかかわらず、本会則施行の日から、平成18年度総会の日までとする。

平成18年4月1日・制定

平成24年4月23日・改正

平成28年4月26日・改正

平成29年4月25日・改正

平成31年4月23日・改正

令和2年4月28日・改正

令和5年6月27日・改正